

平成 30 年 3 月 15 日

一般社団法人 滋賀ビルメンテナンス協会長 殿

滋賀労働局長

(公印省略)

「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の実施を受けた
滋賀労働局の取組方針について

これまで、職場における熱中症予防対策については、平成 21 年 6 月 19 日付け基発第 0619001 号「職場における熱中症の予防について」に基づく対策をはじめとして、毎年重点事項を示して、その予防対策に取り組んできたところであり、平成 29 年においては「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を初めて実施し、各防災団体等と連携して熱中症予防対策に取り組んできたところです。

平成 29 年の職場における熱中症の発生状況（速報値）を見ると、死亡者数は 7 月に 10 人、8 月に 6 人で、平成 28 年の発生状況（確定値）と比較して計 4 人増加する結果となりました。死亡災害の発生状況を見ると、WBGT 値（暑さ指数）計を事業場で準備していないために作業環境の把握や作業計画の変更ができていない例や、熱中症になった労働者の発見や救急搬送が遅れた例、事業場における健康管理を適切に実施していない例などが見られます。このようなことから、職場における熱中症対策がまだ十分に浸透していなかったと考えられ、熱中症予防対策の徹底を図る必要があります。

このため、平成 30 年においても、本省主導の下で別添 2 のとおり「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施することとしました。これを受け、当局では別添 1 のとおり「職場における熱中症予防対策要領」（以下、「滋賀局要領」という。）を定めておりますので、貴会の会員事業場への周知と、滋賀局要領の内容が実施されるよう、特段のご配慮をお願いします。なお、平成 30 年度においては、事業場における WBGT 値の把握や緊急時の連絡体制の整備等の重篤な災害を防ぐ対策について、特に重点的に実施すべき事項として定めおりますので併せて周知・啓発をお願いします。

(別添 1 滋賀局要領 別添 2 本省通達)

4月度 配布物 に 2 冊 配布

職場における熱中症予防対策要領

1 趣旨

熱中症の予防については、滋賀労働局「第12次労働災害防止推進計画（以下「12次推進計画」という。）において、重点とする健康確保・職業性疾病対策の一つとしてあげられており、毎年度死亡者をゼロとすることを目標としている。

この目標を達成するため、これまで平成21年6月19日付け基発第0619001号「職場における熱中症の予防について」を始めとする累次の通達のほか、「職場における熱中症予防対策要綱」（平成28年6月滋賀労働局長伺定）により対策を推進しているところである。しかしながら、熱中症による死亡災害については、昨年も1件発生するなど目標達成は困難な状況となっている。

今般、熱中症による死亡災害ゼロを目指すため、本省より通達された平成29年3月10日基安発0310第2号「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について」に基づき全国的に展開されるキャンペーンの実施に合わせ、下記期間において、事業場における責任体制の確立を含めた熱中症予防対策の徹底を図る。

2 期間

5月1日から9月30日までとする。

なお、4月を準備期間、政府全体の取組である7月を重点取組期間とする。

3 事業者をはじめとする関係者の留意事項

- (1) 事業者は、労働安全衛生法第22条第2項に基づき、高温による健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならないこと。具体的な内容については、労働安全衛生規則等の省令で規定しているところによる。
- (2) また、事業者は労働安全衛生法及びこれに基づく省令で直接の義務が定められていない事項についても、労働契約法第5条による安全配慮義務が課せられていることに留意し、労働者が熱中症による健康障害を起こさないよう必要な措置を講じる必要があること。
- (3) 工事の発注者等は、受託者が4の対策を講じうるよう配慮すること。
- (4) 労働者は、事業者が講じる4の取組を活用し、自らが熱中症を発症しないよう努めること。

4 各事業場における取組事項（下線部分は重点取組事項）

- (1) 準備期間（4月）中に実施すべき事項

ア 備品、設備等の調達・準備

熱中症の発生が懸念される時期を迎える前に、WBGT値（暑さ指数）測定器（JIS Z 8504 又は JIS B 7922 に適合し、容易に持ち運びができるもの）、設備、休憩場所や服装など、必要な備品や設備等を調達し、準備しておくこと。

イ 作業計画の検討

WBGT値（暑さ指数）が基準値を超過する場合には、作業を中止すること、休憩時間を一定時間ごとに十分に確保すること、熱への順化期間を設けること等に配慮した作業計画について、あらかじめ、検討及び策定を行うこと。

ウ 教育研修等の実施（労働安全衛生規則第35条、第40条関係）

各級管理者、労働者に対する熱中症の症状、予防方法、緊急時の救急処置などの労働衛生教育を実施する。教育は、対象者毎に別表1及び別表2の内容とすること。特に、労働者を雇い入れ、又は労働者の作業内容を変更する場合には必ず実施することとし、上記以外の労働者であっても、キャンペーン期間中に作業が予定されている場合は、同様の教育を実施すること。

エ 熱中症予防管理者の選任及び責任体制の確立

職長、作業主任者や現場代理人など労働者の作業を管理する者であって、上記オの教育研修を受けた者等熱中症について十分な知識を有するものの中から、熱中症予防管理者を選任し、同管理者が行う業務について教育を行うこと。あわせて、事業場における熱中症予防に係る責任体制の確立を図ること。

オ 衛生委員会等における調査審議（労働安全衛生法第18条、第19条関係、労働安全衛生規則第22条、第23条、第23条の2関係）

上記アからエについては、衛生委員会又は安全衛生委員会で審議し、必要な対策を講じること。また、審議し、決定した対策の内容を労働者に対して周知すること。

なお、衛生委員会又は安全衛生委員会の設置義務がない事業場においても、上記アからエについて、関係労働者の意見を聞いた上で、必要な対策を講じること。

カ 緊急事態の措置

事業場において、労働者の体調不良時に搬送を行う病院の把握や緊急時の対応について確認を行い、労働者に対して周知する。

(2) キャンペーン期間（5月から9月末）中に実施すべき事項

建設業など屋外作業所においては熱中症による死亡等重篤な労働災害が依然として発生している。他方、製造業など屋内作業場所においても、死亡等重篤な労働災害にはいたないが、熱中症の発生件数自体が多いことから、熱中症による健康障害防止対策は作業場所が屋内外いずれの場合であっても講じること。

ア WBGT（暑さ指数）の把握・評価

日本工業規格（JIS Z 8504 又は JIS B 7922）に適合したWBGT値（暑さ指数）測定器を使用し、WBGT値（暑さ指数）を随時把握すること。

WBGT値（暑さ指数）測定器が準備できなかった場合には、ウェブサイト「環境省熱中症予防情報サイト」（<http://www.wbgt.env.go.jp/>）によりWB

GT値（暑さ指数）の予測値や実況値を確認すること。また、気象庁の高温注意情報も確認すること。

なお、作業場所によっては、太陽照射の有無などによる輻射熱の影響でWBGT値（暑さ指数）が大きく異なることがあることに留意すること。

また、把握したWBGT値（暑さ指数）と、身体作業強度や熱への順応状況等に応じたWBGT値（暑さ指数）の基準値（別紙）を超え、または超えるおそれがある場合には、次のWBGT値の低減措置のほか、必要な対策を講ずること。

イ 作業環境管理

(ア) WBGT（暑さ指数）値の低減等（労働安全衛生規則第606条関係）

- ① 高温多湿な屋内作業場所では、適度な通風の確保や冷房設備の設置など温湿度調査の措置を講ずること。
- ② 屋外作業場所では、直射日光をさえぎる簡易な屋根などを設けること。

(イ) 休憩場所の整備等（労働安全衛生規則第613条、第617条、第618条、第627条関係）

- ① 高温多湿な作業場所の近隣に、冷房を備えたり、日陰などの涼しい休憩場所を設けること。また、休憩場所は臥床することができる広さのものとする。
- ② 身体を適度に冷やすことができる氷、冷たいおしぼり、水風呂、シャワー等の身体を適度に冷やすことのできる物品及び設備を設けること。
- ③ 水分及び塩分の補給を定期的かつ容易に行えることができるよう飲料水、スポーツドリンク等の備付け等を行うこと。

ウ 作業管理

(ア) 作業時間の短縮等

WBGT基準値を大幅に超える場合（場所、時間帯など）は作業の中止を含めた見直しを行うこと。また、WBGT基準値を超える場所で、やむを得ず作業を行う場合や熱への順化ができていない労働者がいる場合は、次に留意して作業を行う。

- ① 単独作業を控え、休憩時間を長めに設定する。
- ② 作業中の巡視を実施する。
- ③ 熱への順化期間（7日以上かけること。夏期休暇等による熱へのばく露が中断すると4日後には順化の喪失が始まる）を設ける。
- ④ 作業中は心拍数、体温及び尿の回数・色等の身体状況、水分及び塩分の摂取状況を頻繁に確認する。

(イ) 水分及び塩分の摂取（労働安全衛生規則第617条、第627条）

自覚症状の有無にかかわらず、水分及び塩分の作業前後の摂取及び作業中の定期的な摂取を行うこと。

また、水分及び塩分の摂取を確認するための表の作成、作業中の巡視における確認などにより、定期的な水分及び塩分の摂取の徹底を図ること。

なお、尿の回数が少ない又は尿の色が普段より濃い状態は、体内の水分が

不足している状態である可能性があるので留意すること。

(ウ) 服装等

クールジャケットやクールヘルメットなどの透湿性・通気性のよいものを作業者に着用させること。また、熱を吸収し、又は保熱しやすい服装は避けること。

エ 健康管理

(ア) 健康診断結果に基づく対応等（労働安全衛生法第 66 条の 5 関係）

熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある次のような疾病を有する者に対しては、医師等の意見を踏まえ配慮を行うこと。

①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒等、⑧下痢等

(イ) 日常の健康管理等

睡眠不足、体調不良、前日の多量の飲酒、当日の朝食の未摂取等が熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることについて指導を行うとともに、必要に応じ作業の配置換え等を行うこと。

(ウ) 労働者の健康状態の確認

作業開始前に労働者の健康状態を確認する。

作業中は巡視を頻繁に行い、声をかけるなどして労働者の健康状態を確認する。また、複数の労働者による作業においては、労働者にお互いの健康状態について留意するよう指導すること。

オ 労働衛生教育（労働安全衛生規則第 35 条、第 40 条関係）

熱中症の症状、予防方法、緊急時の救急処置などの労働衛生教育については、期間中、雇入れ時や新規入場時に加え、日々の朝礼の際など機会をとらえて繰り返し実施すること。

カ 異常時の措置

少しでも本人や周りが異変を感じたら、体温を測定し、体温が高い場合には、水分摂取や濡れタオルの使用等により体温を下げるように努め、すみやかに病院に搬送するなどの措置をとること。また、症状に応じ、救急隊を要請すること。

キ 熱中症予防管理者の業務

熱中症予防管理者は、(2) のアからカ及び (3) に掲げる熱中症予防対策が履行できているか確認を行うこと。

(3) 重点取組期間（7 月）中に実施すべき事項

ア 作業環境管理

(2) イ (ア) の WBGT 値（暑さ指数）の低減効果を再確認し、必要に応じ追加対策を行うこと。

イ 作業管理

- (ア) 期間中に梅雨明けを迎える地域が多く、急激なWBGT値（暑さ指数）の上昇が想定されるが、その場合は、労働者の熱への順化ができていないことから、WBGT値（暑さ指数）に応じた作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底すること。
- (イ) 水分及び塩分の積極的な摂取及び熱中症予防管理者によるその確認の徹底を図ること。

ウ 健康管理

- 睡眠不足、体調不良、前日の多量の飲酒、当日の朝食の未摂取等について、作業開始前に確認するとともに、巡視の頻度を増やすこと。

エ 労働衛生教育

- 期間（7月）中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的な教育を行うこと。

オ 異常時の措置

- 異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請すること。

表 1 身体作業強度等に応じた WBGT 基準値

区分	身体作業強度(代謝率レベル)の例	WBGT 基準値			
		熱に順化している人 °C		熱に順化していない人 °C	
0 安静	◆安静	33		32	
1 低代謝率	◆楽な座位 ◆軽い手作業(書く、タイピング、描く、縫う、簿記) ◆手及び腕の作業(小さいペンチツール、点検、組立てや軽い材料の区分け) ◆腕と脚の作業(普通の状態での乗り物の運転、足のスイッチやペダルの操作) ◆立位 ◆ドリル(小さい部分) ◆フライス盤(小さい部分) ◆コイル巻き ◆小さい電気子巻き ◆小さい力の道具の機械 ◆ちょっとした歩き(速さ 3.5km/h)	30		29	
2 中程度代謝率	◆継続した頭と腕の作業(くぎ打ち、盛土) ◆腕と脚の作業(トラックのオフロード操縦、トラクター及び建設車両) ◆腕と胴体の作業(空気ハンマーの作業、トラクター組立て、しっくい塗り、中くらいの重さの材料を断続的に持つ作業、草むしり、草掘り、果物や野菜を摘む) ◆軽量の荷車や手押し車を押したり引いたりする ◆3.5~5.5km/h の速さで歩く ◆鍛造	28		26	
3 高代謝率	◆強度の腕と胴体の作業;重い材料を運ぶ ◆シャベルを使う ◆大ハンマー作業 ◆のこぎりをひく ◆硬い木にかんなをかけたりのみで彫る ◆草刈り ◆掘る ◆5.5~7km/h の速さで歩く ◆重い荷物の荷車や手押し車を押したり引いたりする ◆鋳物を削る ◆コンクリートブロックを積む	気流を感じないとき 25	気流を感じる とき 26	気流を感じないとき 22	気流を感じるとき 23
4 極高代謝率	◆最大速度の速さでとても激しい活動 ◆おのを振るう ◆激しくシャベルを使ったり掘ったりする ◆階段を登る、走る、7km/h より速く歩く	23	25	18	20

注 1 日本工業規格 Z 8504(人間工学—WBGT(湿球黒球温度)指数に基づく作業者の熱ストレスの評価—暑熱環境)附属書 A「WBGT 熱ストレス指数の基準値表」を基に、同表に示す代謝率レベルを具体的な例に置き換えて作成したもの。

注 2 熱に順化していない人とは、「作業する前の週に毎日熱にばく露されていなかった人」をいう。

表 2 衣類の組合せにより WBGT 値に加えるべき補正值

衣類の種類	WBGT 値に加えるべき補正值(°C)
作業服(長袖シャツとズボン)	0
布(織物)製つなぎ服	0
二層の布(織物)製服	3
SMS ポリプロピレン製つなぎ服	0.5
ポリオレフィン布製つなぎ服	1
限定用途の蒸気不浸透性つなぎ服	11

注 補正值は、一般にレベル A と呼ばれる完全な不浸透性防護服に使用してはならない。また、重ね着の場合に、個々の補正值を加えて全体の補正值とすることはできない。

作業を管理する者向けの労働衛生教育

事項		範囲	時間
(1)	熱中症の症状	<ul style="list-style-type: none"> ・熱中症の概要 ・職場における熱中症の特徴 ・体温の調節 ・体液の調節 ・熱中症が発生する仕組みと症状 	30分
(2)	熱中症の予防方法	<ul style="list-style-type: none"> ・WBGT値（意味、基準値に基づく評価） ・作業環境管理（WBGT値の低減、休憩場所の整備等） ・作業管理（作業時間の短縮、熱への順化、水分及び塩分の摂取、服装、作業中の巡視等） ・健康管理（健康診断結果に基づく対応、日常の健康管理、労働者の健康状態の確認、身体状況の確認等） 	150分
		<ul style="list-style-type: none"> ・労働衛生教育（労働者に対する教育の重要性、教育内容及び教育方法） ・熱中症予防対策事例 	
(3)	緊急時の救急処置	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急連絡網の作成及び周知 ・緊急時の救急措置 	15分
(4)	熱中症の事例	<ul style="list-style-type: none"> ・熱中症の災害事例 	15分

労働者向けの労働衛生教育（雇入れ時又は新規入場時）

事項		範囲
(1)	熱中症の症状	<ul style="list-style-type: none"> ・熱中症の概要 ・職場における熱中症の特徴 ・体温の調節 ・体液の調節 ・熱中症が発生する仕組みと症状
(2)	熱中症の予防方法	<ul style="list-style-type: none"> ・WBGT値の意味 ・現場での熱中症予防活動（熱への順化、<u>水分及び塩分の摂取</u>、<u>服装</u>、<u>日常の健康管理等</u>）
(3)	緊急時の救急処置	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>緊急時の救急措置</u>
(4)	熱中症の事例	<ul style="list-style-type: none"> ・熱中症の災害事例

※ 下線部は日常教育事項

基安発 0228 第 1 号
平成 30 年 2 月 28 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部長
(公印省略)

「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について

これまで、職場における熱中症予防対策については、平成 21 年 6 月 19 日付け基発第 0619001 号「職場における熱中症の予防について」に基づく対策をはじめとして、毎年重点事項を示して、その予防対策に取り組んできたところであり、平成 29 年においては「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を初めて実施し、各災防団体等と連携して熱中症予防対策に取り組んできたところである。

平成 29 年の職場における熱中症の発生状況（速報値）を見ると、死亡者数は 7 月に 10 人、8 月に 6 人で、平成 28 年の発生状況（確定値）と比較して計 4 人増加する結果となった。死亡災害の発生状況を見ると、WBGT 値（暑さ指数）計を事業場で準備していないために作業環境の把握や作業計画の変更ができていない例や、熱中症になった労働者の発見や救急搬送が遅れた例、事業場における健康管理を適切に実施していない例などが見られる。このようなことから、職場における熱中症対策がまだ十分に浸透していなかったと考えられ、熱中症予防対策の徹底を図ることが必要である。

平成 30 年の本キャンペーンにおいては、職場における熱中症予防対策の浸透を図ることを目的とし、別添の「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱（以下「要綱」という。）のとおり実施することとする。事業場における WBGT 値の把握や緊急時の連絡体制の整備等の重篤な災害を防ぐ対策について、特に重点的に周知・啓発を関係団体等と実施する。

また、本キャンペーンは、熱中症予防対策について、相互に連携を図り、一体的に推進することにより、事業場における熱中症防止に対する意識の向上及び責任体制の確立を含む対策の徹底を図ることとし、本省においては、キャンペーンの準備期間に先立ち、連絡会議を開催し、関係団体における実施事項等について情報交換を行うとともに、関係団体が実施する事項について積極的な支援を行うこととしている。

については、キャンペーンの趣旨を踏まえ、3 月中に事業者団体に対してキャンペーンの周知について要請を行うとともに、4 月から 9 月末までに実施する集団指導等あらゆる機会をとらえて、要綱の 9 及び 10 に記載された事項について取り組むよう、事業者に対し指導を行うこと。なお、指導に当たっては平成 29 年に死傷災害が多く発生した建築工事業、土木工事業、清掃・と畜業、死亡災害が多く発生した農業について特に重点的に実施されたい。

なお、関係団体に対して別添のとおり通知しているので、併せて了知されたい。

職場における熱中症による死傷災害の発生状況
(平成 30 年 1 月末時点速報値)

1 熱中症による死傷者数の推移 (平成 20～29 年分)

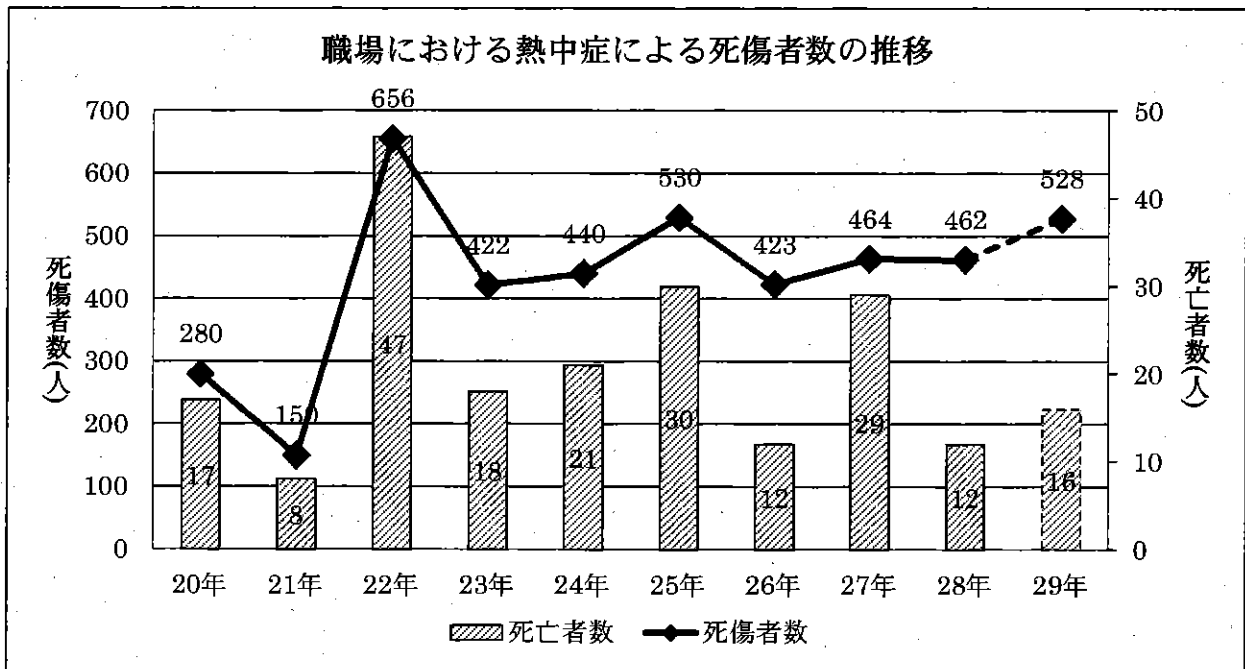
過去 10 年間 (平成 20～29 年) の職場での熱中症による死亡者及び休業 4 日以上
の業務上疾病者の数 (以下合わせて「死傷者数」という。) をみると、平成 22 年に
656 人と最多であり、その後も 400～500 人台で推移している。

平成 29 年の死傷者数は 528 名、死亡者数は 16 名となっており、平成 28 年と比
較して、死傷者数は 1 割程度、死亡者数は 3 割程度いずれも増加している。

職場における熱中症による死傷者数の推移 (平成 20～29 年) (人)

20 年	21 年	22 年	23 年	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年
280	150	656	422	440	530	423	464	462	528
(17)	(8)	(47)	(18)	(21)	(30)	(12)	(29)	(12)	(16)

() 内の数値は死亡者数であり、死傷者数の内数



※ 平成 29 年の数は、平成 30 年 1 月末時点の速報値であり、今後、修正されることがあり得る。

2 業種別発生状況（平成 25～29 年）

過去 5 年間（平成 25～29 年）の業種別の熱中症の死傷者数をみると、建設業が最も多く、次いで製造業で多く発生しており、全体の 5 割弱がこれらの業種で発生している。

平成 29 年は、死亡災害の半数が建設業において発生しており、次いで、農業、警備業において多く発生している。

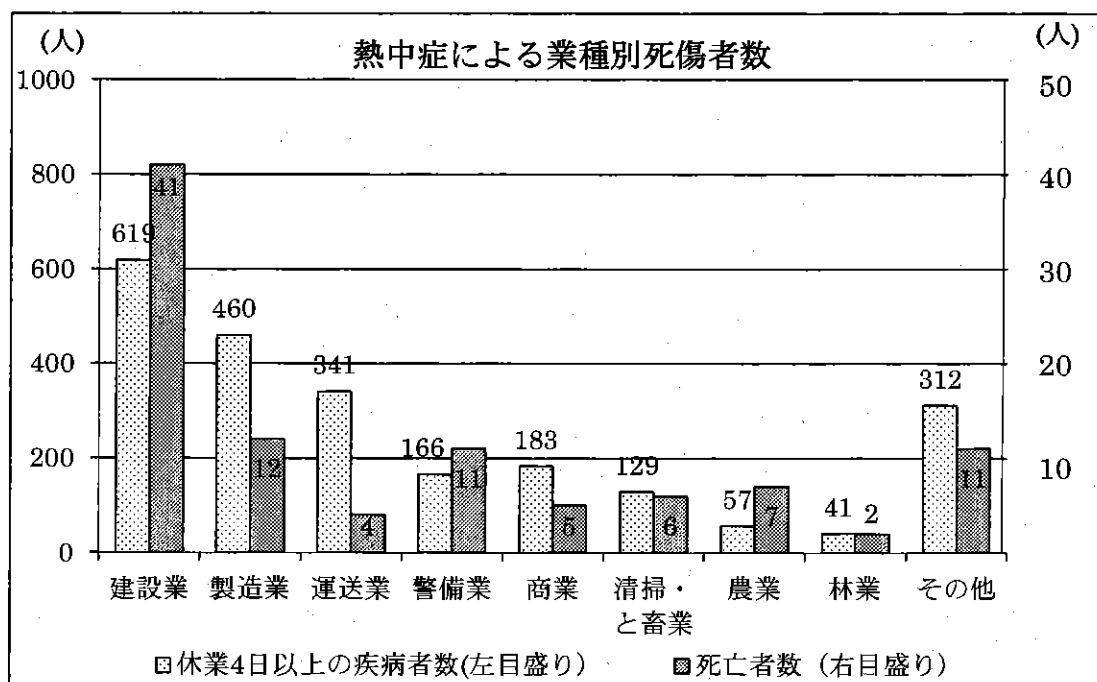
熱中症による死傷者数の業種別の状況（平成 25～29 年）

（人）

業種	建設業	製造業	運送業	警備業	商業	清 掃・と 畜業	農業	林業	その他	計
平成 25 年	151 (9)	96 (7)	68 (1)	53 (2)	31 (3)	28 (2)	8 (1)	8 (1)	87 (4)	530 (30)
平成 26 年	144 (6)	84 (1)	56 (2)	20 (0)	28 (0)	16 (0)	13 (1)	7 (0)	55 (2)	423 (12)
平成 27 年	113 (11)	85 (4)	62 (1)	40 (7)	50 (0)	23 (2)	13 (1)	8 (0)	70 (3)	464 (29)
平成 28 年	113 (7)	97 (0)	67 (0)	29 (0)	39 (1)	37 (1)	11 (1)	13 (1)	56 (1)	462 (12)
平成 29 年 (速報値)	139 (8)	110 (0)	92 (0)	35 (2)	40 (1)	31 (1)	19 (3)	7 (0)	55 (1)	528 (16)
計	660 (41)	472 (12)	345 (4)	177 (11)	188 (5)	135 (6)	64 (7)	43 (2)	323 (11)	2,407 (99)

※（ ）内の数値は死亡者数で内数である。

※平成 29 年の数は、平成 30 年 1 月末時点の速報値であり、今後、修正されることがあり得る。



3 月・時間帯別発生状況

(1) 月別発生状況 (平成25~29年)

平成25年以降の月別の熱中症の死傷者数をみると、全体の9割弱が7月及び8月に発生している。

平成29年の死亡災害は7月及び8月にのみ発生し、7月は10名、8月は6名が死亡している。

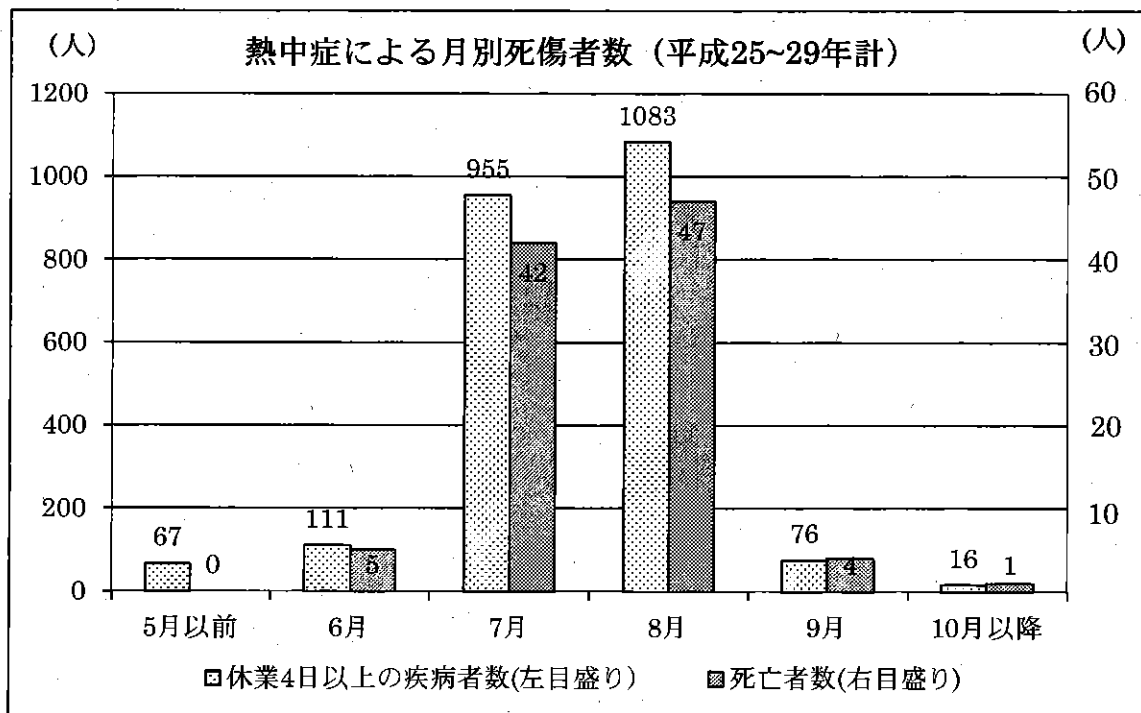
熱中症による死傷者数の月別の状況 (平成25~29年) (人)

	5月以前	6月	7月	8月	9月	10月以降	計
平成25年	16 (0)	15 (1)	185 (14)	295 (14)	12 (0)	7 (1)	530 (30)
平成26年	6 (0)	32 (0)	182 (6)	191 (5)	8 (1)	4 (0)	423 (12)
平成27年	15 (0)	19 (2)	212 (10)	210 (16)	7 (1)	1 (0)	464 (29)
平成28年	12 (0)	26 (2)	162 (2)	219 (6)	39 (2)	4 (0)	462 (12)
平成29年 (速報値)	18 (0)	24 (0)	256 (10)	215 (6)	14 (0)	1 (0)	528 (16)
計	67 (0)	116 (5)	997 (42)	1,130 (47)	80 (4)	17 (1)	2,407 (99)

※ 5月以前は1月から5月まで、10月以降は10月から12月までを指す。

※ () 内の数値は死亡者数で内数である。

※ 平成29年の数は、平成30年1月末時点の速報値であり、今後、修正されることがあり得る。



(2) 時間帯別発生状況 (平成 25~29 年)

平成 25 年以降の時間帯別の死傷者数をみると、11 時台及び 14~16 時台に多く発生している。なお、日中の作業終了後に帰宅してから体調が悪化して病院へ搬送されるケースも散見される。

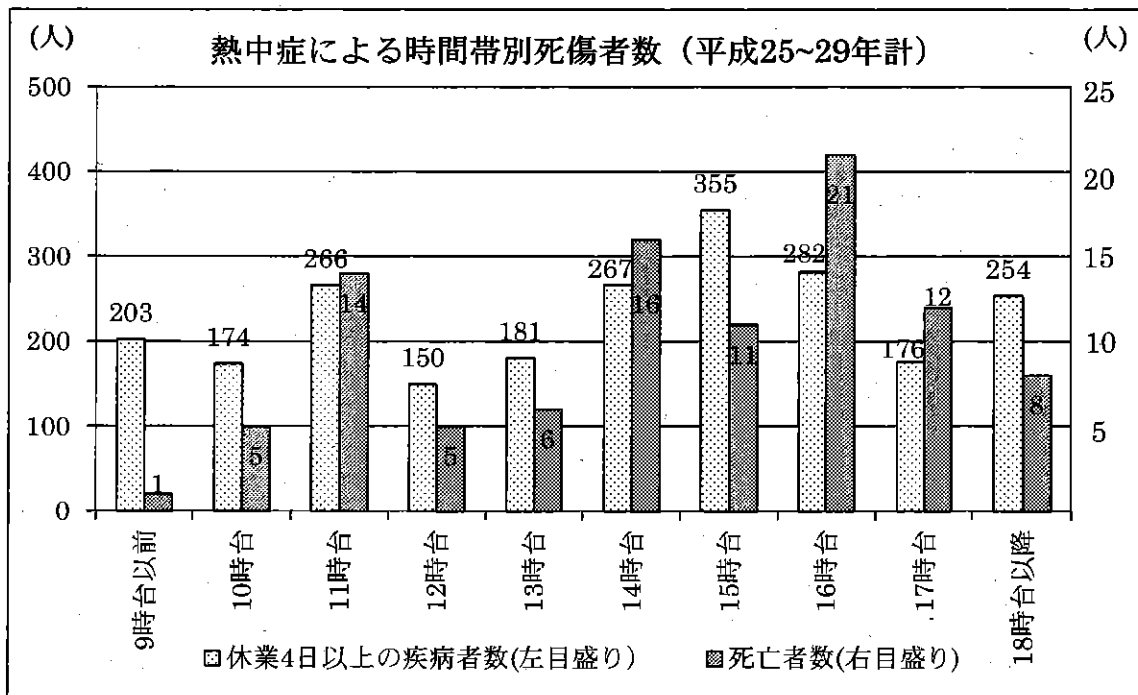
熱中症による死傷者数の時間帯別の状況 (平成 25~29 年) (人)

	9 時台以前	10 時台	11 時台	12 時台	13 時台	14 時台	15 時台	16 時台	17 時台	18 時台以降	計
平成 25 年	40 (0)	40 (2)	55 (2)	25 (1)	29 (1)	68 (6)	78 (3)	88 (6)	49 (6)	58 (3)	530 (30)
平成 26 年	24 (0)	39 (0)	46 (2)	43 (1)	32 (1)	47 (2)	69 (1)	48 (3)	31 (0)	44 (2)	423 (12)
平成 27 年	45 (0)	23 (1)	61 (3)	34 (2)	41 (3)	59 (6)	66 (3)	53 (5)	37 (4)	45 (2)	464 (29)
平成 28 年	50 (1)	35 (0)	52 (2)	21 (0)	34 (1)	56 (1)	75 (2)	47 (3)	39 (1)	53 (1)	462 (12)
平成 29 年 (速報値)	45 (0)	42 (2)	66 (5)	32 (1)	51 (0)	53 (1)	78 (2)	67 (4)	32 (1)	62 (0)	528 (16)
計	204 (1)	179 (5)	280 (14)	155 (5)	187 (6)	283 (16)	366 (11)	303 (21)	188 (12)	262 (8)	2,407 (99)

※ 9 時台以前は 0 時台から 9 時台まで、18 時台以降は 18 時台から 23 時台までを指す。

※ () 内の数値は死亡者数で内数である。

※ 平成 29 年の数は、平成 30 年 1 月末時点の速報値であり、今後、修正されることがあり得る。



4 平成 29 年の熱中症による死亡災害の事例（速報^(注1)）

番号	月	業種	年代	事案の概要
1	7	農業	50 歳代	被災者は災害発生当日午前 9 時から施設の草刈り等の作業を行っていたが、昼以降体調が悪くなり、早退した。帰宅後、体調不良のところを家族に発見され、病院に搬送された。入院後は回復の兆しをみせていたが、4 日後に体調が急変し、災害発生から 6 日後に死亡した。
				・環境省熱中症予防情報サイトによる WBGT 値は 25.7℃ ^(注2) 。
2	7	その他の土木工事業	30 歳代	被災者は災害発生当日午前 8 時から、伐採された木等の運搬作業を、気温 30℃ を超える屋外において行った。適宜休憩をとっていたが、作業終了後の午後 4 時頃に被災者が倒れているところを発見された。日陰で安静にさせたが、嘔吐と痙攣を起こしたため、救急車で病院に搬送された。その後、死亡が確認された。
				・環境省熱中症予防情報サイトによる WBGT 値は 30.7℃ ^(注2) 。
3	7	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	40 歳代	被災者は災害発生当日、現場敷地内にて不要となった電柱 2 本を抜いて持ち帰る作業を午前 10 時から行っていた。午後 2 時前に作業が終了し、事業主が電柱を運搬車に乗せ、先に現場を出た。その後、被災者が建柱車で現場を出たところ、当該現場付近公道の溝に建柱車の左後輪を脱輪した。被災者は脱輪復旧を試みたが復旧できず、運転席にてぐったりしているところを発見された。病院に搬送後死亡が確認された。
				・環境省熱中症予防情報サイトによる WBGT 値は 32.1℃ ^(注2) 。
4	7	農業	40 歳代	被災者は災害発生当日午前 7 時 30 分頃から、みかん畑において除草剤の散布作業やみかんの木にかかったつたの刈り取り作業を行っていたところ、午前 10 時頃に体調が悪くなったため、日陰でしばらく座って休んだ。その後、被災者は、午前 11 時頃通勤用の自動車を駐車している場所へ移動し、自動車に乗り込んだが、そのまま意識を失い、病院に救急搬送されるも、死亡が確認された。
				・環境省熱中症予防情報サイトによる WBGT 値は 32.0℃ ^(注2) 。

5	7	業 その他の建築工事	20 歳代	被災者は災害発生日、酒蔵の屋根で、金属製カバーを運搬する作業を行っていた。作業終了後屋根上で単線回収作業を行い、その後行方不明となった。他の作業員が搜索したところ、屋根上で意識不明の状態で見送された。
				・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は29.3℃(注2)。
6	7	警備業	30 歳代	被災者は、災害発生日午前9時から宅地造成工事現場の警備業務に従事していた。午後3時頃現場作業が終了し、工事関係者が現場の片付けを行っていたとき、被災者が体調不良となったため、救急車で病院へ搬送した。しかし、翌日搬送先の病院において、熱中症による多臓器不全により死亡した。
				・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は27.3℃(注2)。
7	7	農業	70 歳代	被災者は災害発生日、野菜畑において同僚とともに午前7時から草取り作業を行っていた。午後0時、各自の自家用車で自宅に戻って昼食と休憩をとるために一旦解散したが、その後、野菜畑に戻ってきた同僚によって、畑脇に駐車した被災者の車の運転席で、意識不明の状態で見送された。
				・管轄監督署にて測定した作業現場のWBGT値は32.7℃であった。
8	7	鉄骨・鉄筋コンクリー ト造家屋建築工事業	40 歳代	被災者は災害発生日、住宅新築工事現場において、擁壁の型枠建込み作業中にけいれんを起こし倒れ、病院へ搬送されて入院中であつたが、約2ヶ月後に死亡した。
				・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は28.1℃(注2)。
9	7	警備業	40 歳代	被災者は災害発生日、個人住宅の上水道引き込み工事現場において、道路誘導員として現場に入場していた。午前10時頃から体調が悪化し、呼びかけにも答えられないような状況となった。その後救急搬送されたが、4日後に死亡が確認された。
				・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は30.5℃(注2)。
10	7	鉄骨・鉄筋コンクリー ト造家屋建築工事業	40 歳代	被災者は災害発生日午前9時から気温30℃を超える状況でコンクリート打設作業にかかる左官工事を開始した。午後4時30分頃、被災者が屋上の作業場で倒れている状態で見送され、救急車で病院に搬送されたが、午後12時頃に死亡が確認された。
				・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は28.8℃(注2)。

11	8	通信業	50 歳代	倉庫作業場において、パレットからフリーローラーに荷物を降ろすピッキング作業に従事していた。午前の作業終了後に休憩に入り、休憩後に休憩室から出ようとしたところ、歩行不能となり病院へ救急搬送された。療養中であったが翌日死亡した。
				・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は29.4℃ ^(注2) 。
12	8	通信業	50 歳代	被災者は災害発生当日、車及び徒歩でフリーペーパーを配布中に、配布先の住宅の玄関先で倒れ、外出から帰宅した住人に発見された。
				・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は29.0℃ ^(注2) 。
13	8	その他の土木工事業	50 歳代	被災者は災害発生当日、法面防護フェンスに絡んだつる草を鎌で刈り取る作業（除草作業）を終日行い、終業後帰宅しようとして事業場敷地内の駐輪場へ移動した。その後、駐輪場で意識不明の状態で見倒れているところを発見され、意識不明の状態が続いていたが、約1ヶ月半後に死亡した。
				・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は26.9℃ ^(注2) 。
14	8	理業 その他の廃棄物処	40 歳代	被災者は家庭ゴミの収集を行っていたが、午前11時頃に撮る全倒れた。ただちに病院に救急搬送されたが、約2時間後に死亡が確認された。当日は午前11時頃に既に気温が31℃を超えており、高温環境における作業であった。
				・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は31.4℃ ^(注2) 。
15	8	その他の土木工事業	50 歳代	被災者は災害発生当日、道路脇の草刈作業を行っていたが、午後4時20分頃に熱中症の症状が見られたため、休憩するよう指示を受けた。トラックで休憩するため、被災者は歩いて向かった。しかし、その後行方が分からなくなり、周囲を探したところ、近隣の建物の駐車スペースで意識の無い状態で発見された。その後、病院に搬送されたが、3日後に死亡した。
				・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は31.2℃ ^(注2) 。
16	8	業 その他の建築工事	70 歳代	被災者は災害発生当日、平屋建家屋の解体工事現場で、熱中症により倒れ、コンクリート床上に頭部を強打した。保護帽を着用していたが、あご紐が緩かったため、転倒時に外れた。病院に搬送され治療を受けていたが、頸髄損傷により7日後に死亡した。
				・環境省熱中症予防情報サイトによるWBGT値は30.4℃ ^(注2) 。

(注1) 平成30年1月末時点の速報であり、今後、内容が修正されることがあり得る。

(注2) 現場でWBGTの測定が行われていなかった事例には、環境省熱中症予防サイトで公表されている現場近隣の観測所におけるWBGT値を参考値として示した。

「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱

1 趣旨

これまで、職場における熱中症予防対策については、平成 21 年 6 月 19 日付け基発第 0619001 号「職場における熱中症の予防について」に基づく対策をはじめとして、毎年重点事項を示して、その予防対策に取り組んできたところであり、平成 29 年においては「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を初めて実施し、各防災団体等と連携して熱中症予防対策に取り組んできたところである。

平成 29 年の職場における熱中症の発生状況（速報値）を見ると、死亡者数は 7 月に 10 人、8 月に 6 人で、平成 28 年の発生状況（確定値）と比較して計 4 人増加する結果となった。死亡災害の発生状況を見ると、WBGT 値（暑さ指数）計を事業場で準備していないために作業環境の把握や作業計画の変更ができていない例や、熱中症になった労働者の発見や救急搬送が遅れた例、事業場における健康管理を適切に実施していない例などが見られる。このようなことから、職場における熱中症対策がまだ十分に浸透していなかったと考えられ、熱中症予防対策の徹底を図ることが必要である。

平成 30 年の本キャンペーンにおいては、職場における熱中症予防対策の浸透を図るとともに、重篤な災害を防ぐために、事業場における WBGT 値の把握や緊急時の連絡体制の整備等を特に重点的に実施し、改めて職場における熱中症予防対策の徹底を図ることを目的とする。

2 期間

平成 30 年 5 月 1 日から 9 月 30 日までとする。

なお、4 月を準備期間とし、政府全体の取組である熱中症予防強化月間の 7 月を重点取組期間とする。

3 主唱

厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会

4 協賛

公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会

5 後援（予定）

関係省庁

6 主唱者及び協賛者等による連携

- (1) 主唱者及び協賛者等による連絡会議の開催
- (2) 各関係団体における実施事項についての情報交換及び相互支援の実施

7 主唱者の実施事項

(1) 厚生労働省の実施事項

- ア 熱中症予防に係る周知啓発資料等の作成、配布
- イ 熱中症予防に係る有益な情報等を集めた特設サイトの開設
 - (ア) 災害事例、効果的な対策、好事例、先進事例の紹介（チェックリストを含む）
 - (イ) 熱中症予防に資するセミナー、教育用ツール等の案内
- ウ 各種団体等への協力要請及び連携の促進
- エ 都道府県労働局、労働基準監督署による事業場への啓発・指導
- オ その他本キャンペーンを効果的に推進するための事項

(2) 各労働災害防止協会等の実施事項

- ア 会員事業場等への周知啓発
- イ 事業場の熱中症予防対策への指導援助
- ウ 熱中症予防に資するセミナー等の開催、教育支援
- エ 熱中症予防に資するテキスト、周知啓発資料等の提供
- オ その他本キャンペーンを効果的に推進するための事項

8 協賛者の実施事項

- (1) 有効な熱中症予防関連製品及び日本工業規格を満たした WBGT 値（暑さ指数）測定器の普及促進
- (2) その他本キャンペーンを効果的に推進するための事項

9 各事業場における重点実施事項

各事業場は、期間中に「10 各事業場における詳細な実施事項」に掲げる取組を行うこととするが、特に次に掲げる事項については、重点的に取り組むこととする。

(1) 準備期間中

- ・ 「10 (1) ア WBGT 値（暑さ指数）の把握の準備」に掲げる事項
- ・ 「10 (1) イ 作業計画の策定等」に掲げる事項
- ・ 「10 (1) ク 緊急事態の措置」に掲げる事項

(2) キャンペーン期間中

- ・ 「10 (2) ア WBGT 値（暑さ指数）の把握、イ WBGT 値（暑さ指数）の評価、ウ 作業環境管理」に掲げる事項
- ・ 「10 (2) エ 作業管理」に掲げる事項
- ・ 「10 (2) オ 健康管理」に掲げる事項

(3) 重点取組期間中

- ・ 「10 (3) ア 作業環境管理」に掲げる事項
- ・ 「10 (3) イ 作業管理」に掲げる事項
- ・ 「10 (3) オ 異常時の措置」に掲げる事項

10 各事業場における詳細な実施事項

(1) 準備期間中に実施すべき事項

ア WBGT 値 (暑さ指数) の把握の準備

WBGT 値 (暑さ指数) 測定器については、JIS Z 8504 又は JIS B 7922 に適合したものを準備しておく。ただし、輻射熱等の影響等により、作業場所によって WBGT 値 (暑さ指数) が大きく異なることがあるので、その場合には、容易に持運びできるものを準備しておく。

なお、黒球が付いていない測定器は、日本工業規格に適合しておらず、こうした測定器では、特に屋外や輻射熱がある作業場所においては、WBGT 値 (暑さ指数) が実際よりも低く表示されることがあるので、これらの場所において作業を行う場合には、必ず黒球が付いているものを準備する。

イ 作業計画の策定等

夏期の暑熱環境下においては、作業を中止すること (WBGT 値の基準値については表 1 を参考)、休憩時間を一定時間ごとに十分に確保すること、熱への順化期間を設けること等をあらかじめ見積もった作業計画を事前に検討し、策定する。

ウ 設備対策の検討

WBGT 値 (暑さ指数) が基準値 (表 1) を超えるおそれのある場所において作業を行うことが予定されている場合には、簡易な屋根の設置、通風又は冷房設備の設置、ミストシャワー等による散水設備の設置を検討する。ただし、ミストシャワー等による散水設備の設置に当たっては、湿度が上昇することや滑りやすくなることに留意する。

エ 休憩場所の確保の検討

作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所の確保を検討する。当該休憩場所は臥床することのできる広さのものとする。

オ 服装等の検討

熱を吸収し又は保熱しやすい服装は避け、透湿性及び通気性の良い服装を準備する。これらの機能を持つ身体を冷却する服の着用も検討する。また、直射日光下における作業が予定されている場合には、通気性の良い帽子、ヘルメット等を準備する。

カ 教育研修の実施

各級管理者、労働者に対する教育を実施する。教育は、別表 3 及び別表 4 に基づき実施する。

教育用教材としては、厚生労働省ホームページに公表されている「職場における熱中症予防対策マニュアル」及び熱中症予防対策について点検すべき事項をまとめたリーフレット等、環境省熱中症予防情報サイトに公表されている熱中症に係る動画コンテンツ及び救急措置等の要点が記載された携帯カード「熱中症予防カード」などを活用する。

なお、事業者が自ら当該教育を行うことが困難な場合には、関係団体が行う教育を活用する。

キ 熱中症予防管理者の選任及び責任体制の確立

作業を管理する者であって、上記カの教育研修を受けた者等熱中症について十分な知識を有するもののうちから、熱中症予防管理者を選任し、同管理者に対し、10(2)クの同管理者が行う業務について教育を行う。あわせて、事業場における熱中症予防に係る責任体制の確立を図る。

ク 緊急事態の措置

事業場において、労働者の体調不良時に搬送を行う病院の把握や緊急時の対応について確認を行い、労働者に対して周知する。

(2) キャンペーン期間中に実施すべき事項

ア WBGT 値（暑さ指数）の把握

日本工業規格に適合した WBGT 値（暑さ指数）測定器を使用し、WBGT 値（暑さ指数）を随時把握する。作業場所が近い場合であっても、太陽照射の有無などによる輻射熱の影響で WBGT 値（暑さ指数）が大きく異なることがあることに留意する。

WBGT 値（暑さ指数）測定器が準備できなかった場合には、環境省熱中症予防サイト (<http://www.wbgt.env.go.jp/>) を参考にすること。

なお、建設業労働災害防止協会において、建設現場における熱中症の危険度を簡単に判定できるフロー図が作成されており、同協会のホームページに掲載されているので、参考とする。

(http://www.kensaibou.or.jp/data/pdf/leaflet/heat_stroke_risk_assessment_chart.pdf)

イ WBGT 値（暑さ指数）の評価

WBGT 値（暑さ指数）が別紙の基準値を超え又は超えるおそれのある場合には、WBGT 値（暑さ指数）の低減をはじめとした以下ウ～オの対策を徹底する。

ウ 作業環境管理

(ア) WBGT 値（暑さ指数）の低減等

10(1)ウで検討した WBGT 値（暑さ指数）の低減対策を行う。

(イ) 休憩場所の整備等

10(1)エで検討した休憩場所の設置を行う。休憩場所には、氷、冷たいおしぼり、水風呂、シャワー等の身体を適度に冷やすことのできる物品及び設備を設ける。また、水分及び塩分の補給を定期的かつ容易に行えることが

できるよう飲料水、スポーツドリンク等の備付け等を行う。

エ 作業管理

(ア) 作業時間の短縮等

10(1)イで検討した作業計画に基づき、WBGT 基準値を大幅に超える場合は、原則として作業を行わないこととする。WBGT 基準値を大幅に超える場所で、やむを得ず作業を行う場合は、次に留意して作業を行う。

- ① 単独作業を控え、休憩時間を長めに設定する。
- ② 作業中は心拍数、体温及び尿の回数・色等の身体状況、水分及び塩分の摂取状況を頻繁に確認する。

(イ) 熱への順化

熱への順化の有無が、熱中症の発生リスクに大きく影響することから、7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に長くする。

なお、夏季休暇等のため熱へのばく露が中断すると4日後には順化の顕著な喪失が始まることに留意する。

熱への順化ができていない場合には、特に10(2)エ(ア)に留意のうえ、作業を行う。

(ウ) 水分及び塩分の摂取

自覚症状の有無にかかわらず、水分及び塩分の作業前後の摂取及び作業中の定期的な摂取を行うとともに、水分及び塩分の摂取を確認するための表の作成、作業中の巡視における確認などにより、定期的な水分及び塩分の摂取の徹底を図る。

なお、尿の回数が少ない又は尿の色が普段より濃い状態は、体内の水分が不足している状態である可能性があるので留意する。

(エ) 服装等

10(1)オで検討した服、帽子、ヘルメット等を着用する。

オ 健康管理

(ア) 健康診断結果に基づく対応等

熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある次のような疾病を有する者に対しては、医師等の意見を踏まえ配慮を行う。

- ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒等、⑧下痢等

(イ) 日常の健康管理等

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒、体調不良等が熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることについて指導を行うとともに、必要に応じ作業の配置換え等を行う。また、熱中症の具体的症状について労働者に教育し、労働者自身が早期に気づくことができるようにする。

(ウ) 労働者の健康状態の確認

作業開始前に労働者の健康状態を確認する。

作業中は巡視を頻繁に行い、声をかけるなどして労働者の健康状態を確認する。また、複数の労働者による作業においては、労働者にお互いの健康状態について留意するよう指導するとともに、異変を感じた際には躊躇することなく周囲の労働者や管理者に申し出るよう指導する。

カ 労働衛生教育

10(1)カの教育研修については、期間中、機会をとらえて実施する。特に別表4に示す内容については、雇入れ時や新規入場時に加え、日々の朝礼等の際にも繰り返し実施する。

キ 異常時の措置

少しでも本人や周りが異変を感じた際には、病院に搬送するなどの措置をとるとともに、症状に応じて救急隊を要請する。病院に搬送するまでの間や救急隊が到着するまでの間には、必要に応じて水分・塩分の摂取を行ったり、全身をタオルやスプレー等で濡らして送風したり、あおいで体表面からの水分蒸発を促進すること等により効果的な体温の低減措置に努める。

ク 熱中症予防管理者の業務

熱中症予防管理者は、次の業務を行う。

(ア) 10(2)ウ(ア)のWBGT値(暑さ指数)の低減対策の実施状況を確認すること。

(イ) あらかじめ各労働者の熱への順化の状況を確認すること。

(ウ) 朝礼時等作業開始前において労働者の体調を確認すること。

(エ) WBGT値(暑さ指数)の測定結果を確認し、その結果に応じ、作業を中止又は中断させること。

(オ) 職場巡視を行い、労働者の水分及び塩分の摂取状況を確認すること。

(3) 重点取組期間中に実施すべき事項

ア 作業環境管理

(2)ウ(ア)のWBGT値(暑さ指数)の低減効果を再確認し、必要に応じ追加対策を行う。

イ 作業管理

(ア) 期間中に梅雨明けを迎える地域が多く、急激なWBGT値(暑さ指数)の上昇が想定されるが、その場合は、労働者の熱への順化ができていないことから、WBGT値(暑さ指数)に応じた作業の中断等を徹底する。

(イ) 水分及び塩分の積極的な摂取や熱中症予防管理者によるその確認の徹底を図る。

ウ 健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、体調不良、前日の多量の飲酒等について、作業開始前に確認するとともに、巡視の頻度を増やす。

エ 労働衛生教育

期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的な教育を行う。

オ 異常時の措置

異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請する。

表1 身体作業強度等に応じた WBGT 基準値

区分	身体作業強度(代謝率レベル)の例	WBGT 基準値			
		熱に順化している人 °C		熱に順化していない人 °C	
0 安静	◆安静	33		32	
1 低代謝率	◆楽な座位 ◆軽い手作業(書く、タイピング、描く、縫う、簿記) ◆手及び腕の作業(小さいペンチツール、点検、組立てや軽い材料の区分け) ◆腕と脚の作業(普通の状態での乗り物の運転、足のスイッチやペダルの操作) ◆立位 ◆ドリル(小さい部分) ◆フライス盤(小さい部分) ◆コイル巻き ◆小さい電気子巻き ◆小さい力の道具の機械 ◆ちょっとした歩き(速さ 3.5km/h)	30		29	
2 中程度代謝率	◆継続した頭と腕の作業(くぎ打ち、盛土) ◆腕と脚の作業(トラックのオフロード操縦、トラクター及び建設車両) ◆腕と胴体の作業(空気ハンマーの作業、トラクター組立て、しっくい塗り、中くらいの重さの材料を断続的に持つ作業、草むしり、草掘り、果物や野菜を摘む) ◆軽量の荷車や手押し車を押したり引いたりする ◆3.5~5.5km/hの速さで歩く ◆鍛造	28		26	
3 高代謝率	◆強度の腕と胴体の作業:重い材料を運ぶ ◆シャベルを使う ◆大ハンマー作業 ◆のこぎりをひく ◆硬い木にかんなをかけたりのみで彫る ◆草刈り ◆掘る ◆5.5~7km/hの速さで歩く ◆重い荷物の荷車や手押し車を押したり引いたりする ◆鋳物を削る ◆コンクリートブロックを積む	気流を感じないとき	気流を感じるとき	気流を感じないとき	気流を感じるとき
4 極高代謝率	◆最大速度の速さでとても激しい活動 ◆おのを振るう ◆激しくシャベルを使ったり掘ったりする ◆階段を登る、走る、7km/hより速く歩く	23	25	18	20

注1 日本工業規格 Z 8504(人間工学—WBGT(湿球黒球温度)指数に基づく作業者の熱ストレスの評価—暑熱環境)附属書A「WBGT熱ストレス指数の基準値表」を基に、同表に示す代謝率レベルを具体的な例に置き換えて作成したもの。

注2 熱に順化していない人とは、「作業する前の週に毎日熱にばく露されていなかった人」をいう。

表2 衣類の組合せにより WBGT 値に加えるべき補正值

衣類の種類	WBGT 値に加えるべき補正值(°C)
作業服(長袖シャツとズボン)	0
布(織物)製つなぎ服	0
二層の布(織物)製服	3
SMS ポリプロピレン製つなぎ服	0.5
ポリオレフィン布製つなぎ服	1
限定用途の蒸気不浸透性つなぎ服	11

注 補正值は、一般にレベル A と呼ばれる完全な不浸透性防護服に使用してはならない。また、重ね着の場合に、個々の補正值を加えて全体の補正值とすることはできない。

表3 作業を管理する者向けの労働衛生教育

事項	範囲	時間
(1) 熱中症の症状	<ul style="list-style-type: none"> ・熱中症の概要 ・職場における熱中症の特徴 ・体温の調節 ・体液の調節 ・熱中症が発生する仕組みと症状 	30分
(2) 熱中症の予防方法	<ul style="list-style-type: none"> ・WBGT 値(意味、基準値に基づく評価) ・作業環境管理(WBGT 値の低減、休憩場所の整備等) ・作業管理(作業時間の短縮、熱への順化、水分及び塩分の摂取、服装、作業中の巡視等) ・健康管理(健康診断結果に基づく対応、日常の健康管理、労働者の健康状態の確認、身体の状態の確認等) ・労働衛生教育(労働者に対する教育の重要性、教育内容及び教育方法) ・熱中症予防対策事例 	150分
(3) 緊急時の救急処置	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急連絡網の作成及び周知 ・緊急時の救急措置 	15分
(4) 熱中症の事例	<ul style="list-style-type: none"> ・熱中症の災害事例 	15分

表4 労働者向けの労働衛生教育（雇入れ時又は新規入場時）

事項		範囲
(1)	熱中症の症状	<ul style="list-style-type: none"> ・熱中症の概要 ・職場における熱中症の特徴 ・体温の調節 ・体液の調節 ・熱中症が発生する仕組みと症状
(2)	熱中症の予防方法	<ul style="list-style-type: none"> ・WBGT値の意味 ・現場での熱中症予防活動（熱への順化、水分及び塩分の摂取、<u>服装</u>、日常の健康管理等）
(3)	緊急時の救急処置	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時の救急措置
(4)	熱中症の事例	<ul style="list-style-type: none"> ・熱中症の災害事例

基安発 0228 第 2 号
平成 30 年 2 月 28 日

別記 1 の団体（主唱者）の長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部長
（公印省略）

「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について

これまで、職場における熱中症予防対策については、平成 21 年 6 月 19 日付け基発第 0619001 号「職場における熱中症の予防について」に基づく対策をはじめとして、毎年重点事項を示して、その予防対策に取り組んできたところであり、平成 29 年においては「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を初めて実施し、各防災団体等と連携して熱中症予防対策に取り組んできたところです。

平成 29 年の職場における熱中症の発生状況（速報値）を見ると、死亡者数は 7 月に 10 人、8 月に 6 人で、平成 28 年の発生状況（確定値）と比較して計 4 人増加する結果となりました。死亡災害の発生状況を見ると、WBGT 値（暑さ指数）計を事業場で準備していないために作業環境の把握や作業計画の変更ができていない例や、熱中症になった労働者の発見や救急搬送が遅れた例、事業場における健康管理を適切に実施していない例などが見られます。このようなことから、職場における熱中症対策がまだ十分に浸透していなかったと考えられ、熱中症予防対策の徹底を図る必要があります。

平成 30 年の本キャンペーンにおいては、職場における熱中症予防対策の浸透を図ることを目的とし、別添の「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱（以下「要綱」という。）のとおり実施します。事業場における WBGT 値の把握や緊急時の連絡体制の整備等の重篤な災害を防ぐ対策について、特に重点的に周知・啓発を関係団体等と実施します。

厚生労働省におきましては、要綱の 7（1）の事項について実施することとしておりますが、貴会におかれましても、要綱の 7（2）の事項につきまして、実情に応じた効果的な手法により実施していただきますようお願いいたします。また、会員事業場等に対し、その周知を図っていただきますとともに、各事業場において確実な取組が行われますよう、特段の御配慮をお願いいたします。

基安発 0228 第 3 号
平成 30 年 2 月 28 日

別記 2 の団体（協賛者）の長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部長
(公印省略)

「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について

これまで、職場における熱中症予防対策については、平成 21 年 6 月 19 日付け基発第 0619001 号「職場における熱中症の予防について」に基づく対策をはじめとして、毎年重点事項を示して、その予防対策に取り組んできたところであり、平成 29 年においては「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を初めて実施し、各防災団体等と連携して熱中症予防対策に取り組んできたところです。

平成 29 年の職場における熱中症の発生状況（速報値）を見ると、死亡者数は 7 月に 10 人、8 月に 6 人で、平成 28 年の発生状況（確定値）と比較して計 4 人増加する結果となりました。死亡災害の発生状況を見ると、WBGT 値（暑さ指数）計を事業場で準備していないために作業環境の把握や作業計画の変更ができていない例や、熱中症になった労働者の発見や救急搬送が遅れた例、事業場における健康管理を適切に実施していない例などが見られます。このようなことから、職場における熱中症対策がまだ十分に浸透していなかったと考えられ、熱中症予防対策の徹底を図る必要があります。

平成 30 年の本キャンペーンにおいては、職場における熱中症予防対策の浸透を図ることを目的とし、別添の「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱（以下「要綱」という。）のとおり実施します。事業場における WBGT 値の把握や緊急時の連絡体制の整備等の重篤な災害を防ぐ対策について、特に重点的に周知・啓発を関係団体等と実施します。

つきましては、要綱の 8 の事項について、会員事業場等に対し、その周知を図っていただきますとともに、各事業場において確実な取組が行われますよう、特段の御配慮をお願いいたします。

基安発 0228 第 4 号
平成 30 年 2 月 28 日

別記 3 の団体の長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部長
(公印省略)

「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について

これまで、職場における熱中症予防対策については、平成 21 年 6 月 19 日付け基発第 0619001 号「職場における熱中症の予防について」に基づく対策をはじめとして、毎年重点事項を示して、その予防対策に取り組んできたところであり、平成 29 年においては「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を初めて実施し、各災防団体等と連携して熱中症予防対策に取り組んできたところです。

平成 29 年の職場における熱中症の発生状況（速報値）を見ると、死亡者数は 7 月に 10 人、8 月に 6 人で、平成 28 年の発生状況（確定値）と比較して計 4 人増加する結果となりました。死亡災害の発生状況を見ると、WBGT 値（暑さ指数）計を事業場で準備していないために作業環境の把握や作業計画の変更ができていない例や、熱中症になった労働者の発見や救急搬送が遅れた例、事業場における健康管理を適切に実施していない例などが見られます。このようなことから、職場における熱中症対策がまだ十分に浸透していなかったと考えられ、熱中症予防対策の徹底を図る必要があります。

平成 30 年の本キャンペーンにおいては、職場における熱中症予防対策の浸透を図ることを目的とし、別添の「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱（以下「要綱」という。）のとおり実施します。事業場における WBGT 値の把握や緊急時の連絡体制の整備等の重篤な災害を防ぐ対策について、特に重点的に周知・啓発を関係団体等と実施します。

つきましては、貴会におかれましても、キャンペーンの趣旨を踏まえ、会員事業場に対し、その周知を図っていただきますとともに、各事業場において確実な取組が行われますよう、特段の御配慮をお願いいたします。

別記1

中央労働災害防止協会

建設業労働災害防止協会

陸上貨物運送事業労働災害防止協会

港湾貨物運送事業労働災害防止協会

林業・木材製造業労働災害防止協会

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会

一般社団法人全国警備業協会

別記2

公益社団法人日本保安用品協会
一般社団法人日本電気計測器工業会

別記3

船員災害防止協会会長
ビール酒造組合会長代表理事
一般財団法人食品産業センター会長
精糖工業会会長
日本醤油協会会長
一般社団法人日本植物油協会会長
一般社団法人日本食品機械工業会会長
一般社団法人日本乳業協会会長
協同組合日本製パン製菓機械工業会理事長
一般社団法人日本厨房工業会会長
一般社団法人日本食肉加工協会理事長
一般社団法人日本パン工業会会長理事
全日本パン協同組合連合会会長
全日本菓子工業協同組合連合会理事長
全国菓子工業組合連合会理事長
全国飴菓子工業協同組合理事長
全国製麺協同組合連合会会長
全国蒲鉾水産加工業協同組合連合会代表理事会長
全国水産加工業協同組合連合会代表理事会長
全国飲食業生活衛生同業組合連合会会長
公益社団法人日本缶詰びん詰レトルト食品協会会長
全国漁業協同組合連合会代表理事会長
一般社団法人カメラ映像機器工業会代表理事会長
一般社団法人セメント協会会長
せんい強化セメント板協会会長
ロックウール工業会理事長
塩ビ工業・環境協会会長
化成品工業協会会長
写真感光材料工業会会長
製粉協会会長
石灰石鋳業協会会長
一般社団法人全国建築コンクリートブロック工業会会長
全国生コンクリート工業組合連合会会長
全国素材生産業協同組合連合会会長
全国段ボール工業組合連合会理事長
全日本紙器段ボール箱工業組合連合会会長
全日本紙製品工業組合会長
電機・電子・情報通信産業経営者連盟理事長
電線工業経営者連盟理事
一般社団法人JATI協会会長
一般社団法人日本アルミニウム協会会長
一般社団法人日本ガス協会会長

日本L P ガス協会会長
一般社団法人全国L P ガス協会会長
電気事業連合会会長
一般社団法人日本電気協会会長
一般社団法人日本動力協会会長
一般社団法人日本原子力産業協会会長
日本フェロアロイ協会会長
日本プラスチック工業連盟会長
一般社団法人日本ベアリング工業会会長
一般社団法人日本ロボット工業会会長
一般社団法人日本印刷産業連合会会長
一般社団法人日本衛生材料工業連合会会長
日本火薬工業会会長
公益社団法人全国火薬類保安協会会長
一般社団法人日本機械工業連合会会長
日本機械輸出組合理事長
一般社団法人日本金属プレス工業協会会長
一般社団法人日本建設機械工業会会長
日本光学工業協会会長
一般社団法人日本工作機械工業会会長
一般社団法人日本産業・医療ガス協会会長
一般社団法人日本産業機械工業会会長
日本酸化チタン工業会会長
一般社団法人日本自動車会議所会長
一般社団法人日本自動車工業会会長
一般社団法人日本自動車車体工業会会長
一般社団法人日本自動車部品工業会会長
公益財団法人日本小型貫流ボイラー協会代表理事
一般社団法人日本ボイラ整備据付協会会長
一般社団法人日本伸銅協会会長
日本製紙連合会会長
日本船舶輸出組合理事長
一般社団法人日本造船協力事業者団体連合会会長
一般社団法人日本造船工業会会長
一般社団法人日本鍛圧機械工業会会長
一般社団法人日本鍛造協会会長
一般社団法人日本中小型造船工業会会長
一般社団法人日本鑄造協会会長
一般社団法人全国鐵構工業協会会長
日本鑄鍛鋼会会長
普通鋼電炉工業会会長
一般社団法人日本ダイカスト協会会長
一般社団法人日本鉄鋼連盟会長
一般社団法人日本溶接協会会長

一般社団法人日本鉄道車輛工業会会長
一般社団法人日本電機工業会会長
一般社団法人日本照明工業会会長
一般社団法人日本電線工業会会長
一般財団法人日本陶業連盟理事長
一般社団法人日本皮革産業連合会会長
日本紡績協会会長
日本麻紡績協会会長
日本羊毛紡績会会長
板硝子協会会長
石油化学工業協会会長
石油鋳業連盟会長
公益社団法人東京医薬品工業協会会長
一般社団法人日本ゴム工業会会長
日本ソーダ工業会会長
一般社団法人日本化学工業協会会長
日本化学繊維協会会長
一般社団法人日本化学物質安全・情報センター会長
日本化粧品工業連合会会長
日本製薬工業協会会長
日本製薬団体連合会会長
日本石鹼洗剤工業会会長
一般社団法人日本塗料工業会会長
日本肥料アンモニア協会会長
一般社団法人日本芳香族工業会会長
日本無機薬品協会会長
硫酸協会会長
日本鋳業協会会長
一般社団法人日本砂利協会会長
一般社団法人日本碎石協会会長
一般社団法人日本新聞協会会長
公益社団法人日本専門新聞協会理事長
一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長
全国造船安全衛生対策推進本部本部長
一般社団法人プレストレスト・コンクリート建設業協会会長
一般社団法人プレハブ建築協会会長
一般社団法人仮設工業会会長
一般社団法人海外建設協会会長
一般財団法人建設業振興基金理事長
公益財団法人建設業福祉共済団理事長
一般社団法人建設産業専門団体連合会会長
一般社団法人合板仮設材安全技術協会会長
一般社団法人全国クレーン建設業協会会長
一般社団法人鉄骨建設業協会会長

全国仮設安全事業協同組合理事長
公益社団法人全国解体工事業団体連合会会長
全国管工事業協同組合連合会会長
全国基礎工業協同組合連合会会長
一般社団法人日本基礎建設協会会長
一般社団法人全国建設業協会会長
全国建設業協同組合連合会会長
一般社団法人全国建設業労災互助会会長
一般社団法人全国建設産業団体連合会会長
一般社団法人全国森林土木建設業協会会長
一般社団法人全国測量設計業協会連合会会長
公益社団法人日本測量協会会長
一般社団法人全国中小建設業協会会長
一般社団法人全国中小建築工事業団体連合会会長
一般社団法人送電線建設技術研究会理事長
公益社団法人日本プラントメンテナンス協会会長
一般社団法人日本橋梁・鋼構造物塗装技術協会会長
一般社団法人日本橋梁建設協会会長
一般社団法人日本空調衛生工事業協会会長
一般社団法人日本建設機械施工協会会長
一般社団法人日本建設業経営協会会長
一般社団法人日本建設業連合会会長
一般社団法人日本建設躯体工事業団体連合会会長
一般社団法人日本型枠工事業協会会長
一般社団法人日本左官業組合連合会会長
一般社団法人住宅生産団体連合会会長
一般社団法人日本造園建設業協会会長
一般社団法人日本造園組合連合会理事長
一般社団法人日本電設工業協会会長
一般社団法人日本塗装工業会会長
一般社団法人日本道路建設業協会会長
公益社団法人日本推進技術協会会長
一般社団法人日本鳶工業連合会会長
一般社団法人日本埋立浚渫協会会長
一般社団法人日本ゴルフ場経営者協会理事長
公益社団法人全国ビルメンテナンス協会会長
公益社団法人全国産業廃棄物連合会会長
公益社団法人全国都市清掃会議会長
一般社団法人東京ガラス外装クリーニング協会会長
一般社団法人日本くん蒸技術協会会長
公益社団法人日本洗淨技能開発協会理事長
全国森林組合連合会代表理事会長
全国農業協同組合中央会会長
全国農業協同組合連合会会長

一般社団法人全国木材組合連合会会長
一般社団法人日本林業協会会長
一般社団法人林業機械化協会会長
一般社団法人大日本水産会会長
石油連盟会長
一般財団法人石炭エネルギーセンター会長
全国製紙原料商工組合連合会理事長
全国ガラス外装クリーニング協会連合会会長
一般社団法人日本生産技能労務協会会長
一般社団法人日本人材派遣協会会長
一般社団法人日本経済団体連合会会長
日本商工会議所会頭
全国商工会連合会会長
全国中小企業団体中央会会長
JAM執行委員長
独立行政法人労働者健康安全機構理事長
一般社団法人日本ボイラ協会会長
一般社団法人日本クレーン協会会長
公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会会長
公益財団法人安全衛生技術試験協会理事長
公益社団法人産業安全技術協会会長
公益社団法人建設荷役車両安全技術協会会長
一般社団法人全国登録教習機関協会会長
一般財団法人全日本交通安全協会会長
一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会理事長
公益財団法人産業医学振興財団理事長
学校法人産業医科大学理事長
公益社団法人全国労働衛生団体連合会会長
公益社団法人日本産業衛生学会理事長
公益財団法人健康・体力づくり事業財団理事長
公益財団法人介護労働安定センター会長
全国専修学校各種学校総連合会会長
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長
公益社団法人全国労働基準関係団体連合会会長
建設労務安全研究会理事長
一般社団法人全国労働保険事務組合連合会会長
公益社団法人日本医師会会長
公益社団法人日本海難防止協会会長
社団法人日本港湾福利厚生協会会長
一般社団法人日本在外企業協会会長
公益社団法人日本作業環境測定協会会長
公益社団法人日本歯科医師会会長
一般社団法人日本船主協会会長
公益財団法人海上保安協会会長

全国社会保険労務士会連合会会長
東京都家具商業組合理事長
独立行政法人都市再生機構理事長
公益財団法人日本消防協会会長
日本生活協同組合連合会代表理事会長
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構理事長
東日本高速道路株式会社会長
中日本高速道路株式会社会長
西日本高速道路株式会社会長
日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長
阪神高速道路株式会社会長
本州四国連絡高速道路株式会社代表取締役社長
独立行政法人水資源機構理事長
独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センター所長
一般社団法人日本林業経営者協会会長
全国木材チップ工業連合会会長
一般社団法人日本工業炉協会会長
日本高温断熱ウール工業会会長
アクリル酸エステル工業会会長
E C P 協会会長
一般財団法人F A 財団理事長
一般財団法人エンジニアリング協会会長
一般財団法人化学物質評価研究機構理事長
一般財団法人首都高速道路協会理事長
一般財団法人製造科学技術センター理事長
一般財団法人先端加工機械技術振興協会会長
一般財団法人大日本蚕糸会会長
一般財団法人日本カメラ財団理事長
一般財団法人日本軸受検査協会会長
一般財団法人日本船舶技術研究協会会長
一般財団法人日本皮革研究所理事長
一般財団法人日本溶接技術センター理事長
一般財団法人ヒートポンプ・蓄熱センター理事長
一般財団法人マイクロマシンセンター理事長
一般社団法人アルコール協会会長
一般社団法人海洋水産システム協会会長
一般社団法人家庭電気文化会会長
一般社団法人火力原子力発電技術協会会長
一般社団法人強化プラスチック協会会長
一般社団法人軽仮設リース業協会会長
一般社団法人軽金属製品協会会長
一般社団法人コンクリートポール・パイル協会会長
一般社団法人色材協会会長
一般社団法人自転車協会理事長

一般社団法人住宅リフォーム推進協議会会長
一般社団法人潤滑油協会会長
一般社団法人新金属協会会長
一般社団法人新日本スーパーマーケット協会会長
一般社団法人全国石油協会会長
一般社団法人全国中小貿易業連盟理事長
一般社団法人全国防水工事業協会会長
一般社団法人全国木質セメント板工業会理事長
一般社団法人全日本建築士会会長
一般社団法人全日本航空事業連合会会長
一般社団法人全日本マリンサプライヤーズ協会理事長
一般社団法人ソーラーシステム振興協会会長
一般社団法人電気協同研究会会長
一般社団法人電気設備学会会長
一般社団法人電気通信協会会長
一般社団法人電子情報技術産業協会会長
一般社団法人電池工業会会長
一般社団法人電力土木技術協会会長
一般社団法人日本アスファルト合材協会会長
一般社団法人日本アスファルト乳剤協会会長
一般社団法人日本アミューズメントマシン協会会長
一般社団法人日本アルミニウム合金協会会長
一般社団法人日本医療機器工業会理事長
一般社団法人日本医療機器産業連合会会長
一般社団法人日本医療法人協会会長
一般社団法人日本印刷産業機械工業会会長
一般社団法人日本エアゾール協会会長
一般社団法人日本エルピーガスプラント協会会長
一般社団法人日本エレベータ協会会長
一般社団法人日本オーディオ協会会長
一般社団法人日本陸用内燃機関協会会長
一般社団法人日本オプトメカトロニクス協会会長
一般社団法人日本音響材料協会理事長
一般社団法人日本科学機器協会会長
一般社団法人日本化学品輸出入協会会長
一般社団法人日本画像医療システム工業会会長
一般社団法人日本金型工業会会長
一般社団法人日本火薬銃砲商組合連合会会長
一般社団法人日本硝子製品工業会会長
一般社団法人日本機械設計工業会会長
一般社団法人日本機械土工協会会長
一般社団法人日本絹人織物工業会会長
一般社団法人日本金属屋根協会会長
一般社団法人日本グラフィックサービス工業会会長

一般社団法人日本計量機器工業連合会会長
一般社団法人日本毛皮協会会長
一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会会長
一般社団法人日本建設機械レンタル協会会長
一般社団法人日本建築材料協会会長
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会会長
一般社団法人日本建築板金協会会長
一般社団法人日本港運協会会長
一般社団法人日本航空宇宙工業会会長
一般社団法人日本工作機器工業会会長
一般社団法人日本合成樹脂技術協会会長
一般社団法人日本コミュニティーガス協会会長
一般社団法人日本サッシ協会理事長
一般社団法人日本産業車両協会会長
一般社団法人日本自動車機械器具工業会理事長
一般社団法人日本自動車機械工具協会会長
一般社団法人日本自動車タイヤ協会会長
一般社団法人日本自動認識システム協会会長
一般社団法人日本自動販売機工業会会長
一般社団法人日本試薬協会会長
一般社団法人日本写真映像用品工業会会長
一般社団法人日本繊維機械協会会長
一般社団法人日本染色協会会長
一般社団法人日本船舶電装協会会長
一般社団法人日本倉庫協会会長
一般社団法人日本測量機器工業会会長
一般社団法人日本損害保険協会会長
一般社団法人日本大ダム会議会長
一般社団法人日本タンナーズ協会会長
一般社団法人日本チタン協会会長
一般社団法人日本中小企業団体連盟会長
一般社団法人日本鉄塔協会会長
一般社団法人日本鉄リサイクル工業会会長
一般社団法人日本電化協会理事長
一般社団法人日本電気制御機器工業会会長
一般社団法人日本電子回路工業会会長
一般社団法人日本電子デバイス産業協会会長
一般社団法人日本電力ケーブル接続技術協会会長
一般社団法人日本ドゥ・イット・ユアセルフ協会会長
一般社団法人日本銅センター会長
一般社団法人日本時計協会会長
一般社団法人日本内燃力発電設備協会会長
一般社団法人日本ねじ工業協会会長
一般社団法人日本農業機械工業会会長

一般社団法人日本配線システム工業会会長
一般社団法人日本配電制御システム工業会会長
一般社団法人日本船用機関整備協会会長
一般社団法人日本歯車工業会会長
一般社団法人日本ばね工業会会長
一般社団法人日本バルブ工業会会長
一般社団法人日本パレット協会会長
一般社団法人日本半導体製造装置協会会長
一般社団法人日本非破壊検査工業会理事長
一般社団法人日本表面処理機材工業会会長
一般社団法人日本ビルディング協会連合会会長
一般社団法人日本フードサービス協会会長
一般社団法人日本フルードパワー工業会会長
一般社団法人日本分析機器工業会会長
一般社団法人日本粉体工業技術協会会長
一般社団法人日本ベッ甲協会会長
一般社団法人日本防衛装備工業会会長
一般社団法人日本貿易会会長
一般社団法人日本望遠鏡工業会会長
一般社団法人日本縫製機械工業会会長
一般社団法人日本包装機械工業会会長
一般社団法人日本ホームヘルス機器協会会長
一般社団法人日本保温保冷工業協会会長
一般社団法人日本マリン事業協会会長
一般社団法人日本民営鉄道協会会長
一般社団法人日本綿花協会理事長
一般社団法人日本木工機械工業会理事長
一般社団法人日本溶接容器工業会会長
一般社団法人日本溶融亜鉛鍍金協会理事長
一般社団法人日本猟用資材工業会会長
一般社団法人日本旅客船協会会長
一般社団法人日本臨床検査薬協会会長
一般社団法人日本冷蔵倉庫協会会長
一般社団法人日本冷凍空調工業会会長
一般社団法人日本冷凍空調設備工業連合会会長
一般社団法人日本綿業倶楽部理事会長
一般社団法人農業電化協会会長
一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会会長
一般社団法人不動産協会理事長
一般社団法人プラスチック循環利用協会会長
印刷インキ工業連合会会長
印刷工業会会長
ウレタン原料工業会会長
ウレタンフォーム工業会会長

エポキシ樹脂工業会会長
欧州ビジネス協会医療機器委員会委員長
押出発泡ポリスチレン工業会会長
可塑剤工業会会長
硝子繊維協会会長
関西化学工業協会会長
協同組合資材連理事長
クロロカーボン衛生協会会長
研削砥石工業会会長
建設廃棄物協同組合理事長
公益財団法人NSKメカトロニクス技術高度化財団理事長
公益財団法人工作機械技術振興財団代表理事
公益社団法人インテリア産業協会会長
公益社団法人自動車技術会会長
公益社団法人全日本トラック協会会長
公益社団法人全日本ネオン協会会長
公益社団法人全日本不動産協会理事長
公益社団法人日本煙火協会会長
公益社団法人日本化学会 環境・安全推進委員会会長
公益社団法人日本建築家協会会長
公益社団法人日本建築士会連合会会長
公益社団法人日本歯科技工士会会長
公益社団法人日本セラミックス協会会長
公益社団法人日本電気技術者協会会長
公益社団法人日本ボウリング場協会会長
公益社団法人日本木材保存協会会長
公益社団法人有機合成化学協会会長
合成ゴム工業会会長
合成樹脂工業協会会長
高発泡ポリエチレン工業会会長
コンクリート用化学混和剤協会会長
酢ビ・ポパール工業会会長
触媒工業協会会長
触媒資源化協会会長
ステンレス協会会長
全国機械用刃物研磨工業協同組合理事長
全国グラビア協同組合連合会会長
全国クリーニング生活衛生同業組合連合会会長
全国興行生活衛生同業組合連合会会長
全国自動ドア協会会長
全国醸造機器工業組合理事長
全国製菓機器商工協同組合理事長
全国製菓厨房機器原材料協同組合理事長
全国タイヤ商工協同組合連合会会長

全国伝動機工業協同組合理事長
全国土壤改良資材協議会会長
全国トラクターミナル協会会長
全国ミシン商工業協同組合連合会会長
全国鍍金工業組合連合会会長
全日本印刷工業組合連合会会長
全日本革靴工業協同組合連合会会長
全日本光沢化工紙協同組合連合会会長
全日本シール印刷協同組合連合会会長
全日本スクリーン・デジタル印刷協同組合連合会会長
全日本製本工業組合連合会会長
全日本電気工事業工業組合連合会会長
全日本爬虫類皮革産業協同組合理事長
全日本プラスチック製品工業連合会会長
全日本木工機械商業組合理事長
ダイヤモンド工業協会会長
電気硝子工業会会長
電気機能材料工業会会長
天然ガス鉱業会会長
トラクター懇話会会長
奈良県毛皮革協同組合連合会会長
ニッケル協会東京事務所所長
日本圧力計温度計工業会会長
日本医薬品添加剤協会会長
日本エアゾルヘアーラッカー工業組合理事長
日本ABS樹脂工業会会長
日本オートケミカル工業会会長
日本界面活性剤工業会会長
日本ガスメーター工業会会長
日本ガソリン計量機工業会会長
日本家庭用殺虫剤工業会会長
日本家庭用洗淨剤工業会会長
日本硝子計量器工業協同組合理事長
日本ガラスびん協会会長
日本革類卸売事業協同組合理事長
日本機械工具工業会会長
日本機械鋸・刃物工業会会長
日本靴工業会会長
日本グラフィックコミュニケーションズ工業組合連合会会長
日本建築仕上学会会長
日本建築仕上材工業会会長
日本顕微鏡工業会会長
日本高圧ガス容器バルブ工業会会長
日本光学測定機工業会会長

日本工業塗装協同組合連合会会長
日本工作機械販売協会会長
日本合板工業組合連合会会長
日本香料工業会会長
日本ゴム履物協会会長
日本産業洗浄協議会会長
日本試験機工業会会長
日本室内装飾事業協同組合連合会理事長
日本自動車輸入組合理事長
日本自動販売機保安整備協会会長
日本酒造組合中央会会長
日本真空工業会会長
日本吹出口工業会会長
日本スチレン工業会会長
日本製缶協会会長
日本精密機械工業会会長
日本精密測定機器工業会会長
日本石鹼洗剤工業組合理事長
日本接着剤工業会会長
日本ゼラチン・コラーゲン工業組合理事長
日本繊維板工業会会長
日本暖房機器工業会会長
日本チエーン工業会会長
日本チェーンストア協会会長
日本陶磁器工業協同組合連合会理事長
日本内航海運組合総連合会会長
日本内燃機関連合会会長
日本難燃剤協会会長
日本パーマネントウェーブ液工業組合理事長
日本パーミキュライト工業会会長
日本歯磨工業会会長
日本ビニル工業会会長
日本フォーム印刷工業連合会会長
日本フォームスチレン工業組合理事長
日本弗素樹脂工業会会長
日本部品供給装置工業会会長
日本プラスチック機械工業会会長
日本フルオロカーボン協会会長
日本ヘアカラー工業会会長
日本PETフィルム工業会会長
日本ボイラー・圧力容器工業組合理事長
日本防疫殺虫剤協会会長
日本ポリオレフィンフィルム工業組合理事長
日本メンテナンス工業会会長

日本木材防腐工業組合理事長
日本有機過氧化物工業会会長
日本輸入化粧品協会会長
日本窯業外装材協会会長
日本溶剤リサイクル工業会会長
日本羊毛産業協会会長
日本浴用剤工業会会長
農薬工業会会長
発泡スチロール協会会長
光触媒工業会会長
米国医療機器・IVD工業会会長
ポリカーボネート樹脂技術研究会会長
モノレール工業協会会長
一般社団法人日本食品添加物協会会長
カーボンブラック協会会長
一般社団法人産業環境管理協会会長